

# 郵政事業のユニバーサルサービスの 具体的な提供状況

---

日本郵便株式会社

平成25年12月12日

# 目次

---

1. 郵便事業のユニバーサルサービスの具体的な提供状況
  - (1) 1日あたり配達郵便物等物数・1日あたり配達箇所数
  - (2) 地域別の郵便の配達効率
  - (3) 郵便差出箱の配置状況
  - (4) 過疎地域における郵便局数の推移
  - (5) 郵便料金の推移
  - (6) 東日本大震災時の対応
  - (7) 送達日数達成率
  
2. 信書便事業に対する考え

# 1. 郵便事業のユニバーサルサービスの具体的な提供状況

# (1) 1日あたり配達郵便物等物数・1日あたり配達箇所数

- 郵便の総引受物数の減少傾向に伴い、1日あたりの配達郵便物等物数はH16年度と比較すると減少しているものの、H22年度においても、1日あたり約6,400万通の配達を実施しているところ。
- また、1日あたりの配達箇所数については、H22年度 約3,100万か所とH16年度からほぼ横ばいとなっている。

## 《1日あたりの配達通数・配達箇所数の推移》

年度	1日あたり配達通数	1日あたり配達箇所数
H16年度	約6,900万通	約3,000万カ所
H20年度	約6,800万通	約3,200万カ所
H22年度	約6,400万通	約3,100万カ所

※H17、18、21、23年度及びH24年度は調査を実施していない。

## 《参考：郵便の総引受物数の推移》

単位：百万通

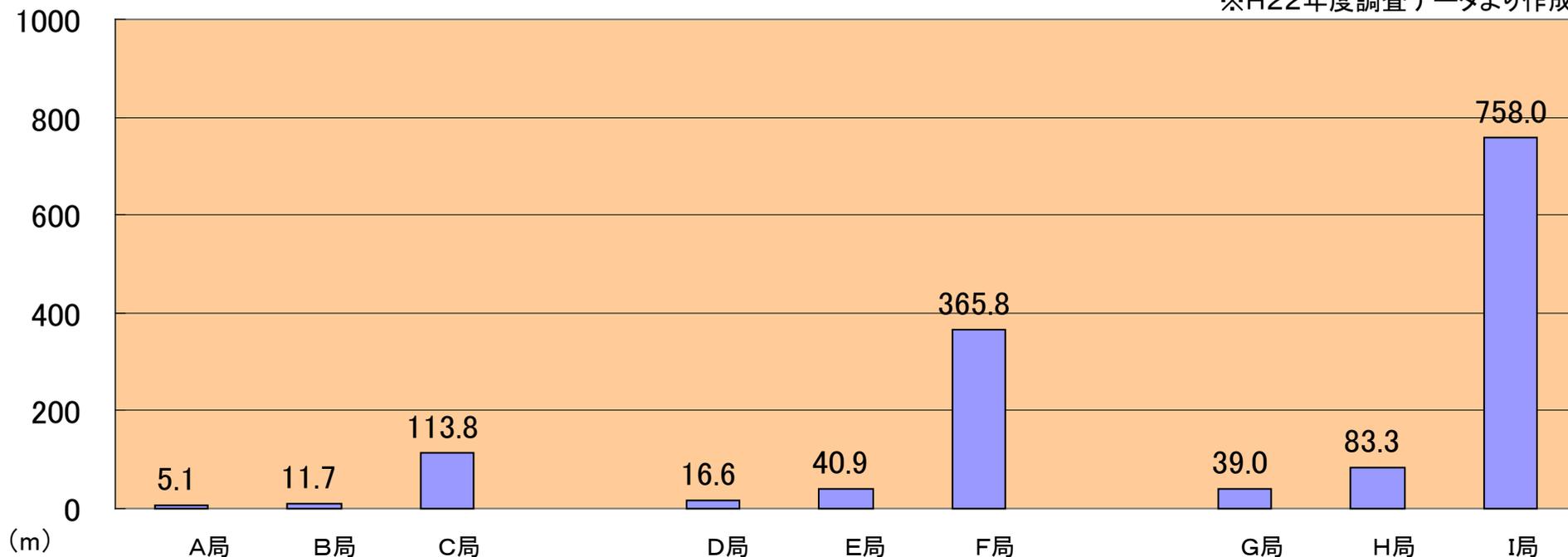
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
引受総物数	25,587	25,004	24,819	24,677	24,523	23,930	23,387	22,780	22,363	22,346
対前年増減	▲ 593	▲ 583	▲ 185	▲ 142	▲ 154	▲ 593	▲ 543	▲ 607	▲ 417	▲ 17

## (2)地域別の郵便の配達効率

○ 郵便の配達効率については、地域によって大きな差があり、大都市における配達効率は1通あたりの作業距離が数メートルであるのに対して、地方においては1通あたりの作業距離は数百メートル以上となっている。

### 《地域別の郵便の配達効率》

※H22年度調査データより作成



	大都市の例 (東京都)		
郵便局名	A局 (旧支店)	B局 (旧支店)	C局 (旧集配センター)
1通あたりの作業距離(m)	5.1	11.7	113.8

	平均的都道府県の例 (静岡県)		
郵便局名	D局 (旧支店)	E局 (旧支店)	F局 (旧集配センター)
1通あたりの作業距離(m)	16.6	40.9	365.8

	面積の広い都道府県の例 (岩手県)		
郵便局名	G局 (旧支店)	H局 (旧支店)	I局 (旧集配センター)
1通あたりの作業距離(m)	39.0	83.3	758.0

### (3)郵便差出箱の配置状況

- 郵便差出箱については、郵便のユニバーサルサービスを確保するための随時かつ簡易な差出し方法として、各市町村等内に満遍なく設置することとされており、全国で約18.2万本の郵便差出箱が設置されている。
- 過疎地の人口が全体の8%であるのに対し、郵便差出箱については全体の18%である約3.3万本は過疎地に設置されており、過疎地においては人口千人当たりの設置本数は3.2本となっている。

#### 《郵便差出箱の配置状況》

	全体(A)	過疎地(B) <sup>※1</sup>	比率(B/A)
郵便差出箱	18.2万本	3.3万本 <sup>※2</sup>	18%
人口 <sup>※3</sup>	128百万人	10百万人	8%

※1 過疎地域自立促進特別措置法により過疎地に指定された地域。

※2 H25年11月末時点の本数

※3 H22年度国勢調査データから算出

#### (参考)人口千人当たりの設置状況

	全体	過疎地
千人当たりの設置本数	1.4本	3.2本

## (4) 過疎地における郵便局数の推移

- 日本郵便株式会社法第6条では、「会社(=日本郵便)は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない」と規定されており、さらに、日本郵便株式会社法施行規則第4条では、郵便局の設置基準として、「会社は、いずれの市町村においても一以上の郵便局を設置」、「過疎地においては、現存する郵便局ネットワークの水準を維持」すべき旨が規定されている。
- これらを踏まえ、H24年度末で過疎地において営業中の郵便局数は7,691となっている。

### 《過疎地における郵便局数の推移》

	郵便局株式会社 ※1							日本郵便株式会社	
	H19.10.1	H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23年度末	H24.9.30	H24.10.1	H24年度末
過疎地における 営業中の郵便局数	7,355	7,346	7,376	7,407	7,348	7,379	7,377	7,679	7,691
直営郵便局	5,460	5,461	5,460	5,459	5,410	5,434	5,433	5,663	5,664
簡易郵便局	1,895	1,885	1,916	1,948	1,938	1,945	1,944	2,016	2,027

※1 旧郵便局株式会社法における過疎地とは、H19.10.1時点において、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法及び沖縄振興特別措置法に指定された地域を指す。

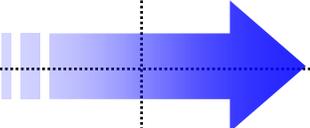
※2 日本郵便株式会社法における過疎地とは、H19.10.1以降新たに上記7法に指定された地域を含めた地域を指す。

## (5)郵便料金の推移

- 郵便料金については、全国均一料金かつなるべく安い料金で提供することが法令で定められている。
- 平成26年4月には、消費税率改定に伴い、郵便料金も改定することとしているが、平成6年以降、第一種定形(25g以内)80円、第二種(ハガキ)50円で約20年間料金を据え置いてきたところ。

### 《主な郵便料金の推移》

		昭和51年	昭和56年	平成元年	平成6年			平成26年
第一種定形 (封筒)	25g以内	50円	60円	62円	80円			82円
	50g以内	60円	70円	72円	90円			92円
	郵便書簡	50円	50円	51円	60円			62円
第二種 (ハガキ)	—	20円	40円	41円	50円			52円



## (6)東日本大震災時の対応

### 【郵便物などの配達再開】

○ 東日本大震災においては、弊社の多くの社員が被災したほか、建物やバイクなどの配達に必要な多くの設備も被害を受けたものの、近隣の一般の建物をお借りして区分業務を行ったり、全国各地からバイクなどを調達したりすることで、電話やインターネットの復旧が進まない中、早期の郵便配達再開を実現することができた。

### 【避難所への配達】

○ 自治体や、普段の配達で築いた地域のネットワークと連携することとで、お客さまの避難先を把握し、震災発生後すぐに避難所への配達を始めた。これにより、電話などの通信網が途絶え、安否確認が難しい中、被災地にあてた手紙を差し出し、避難されているご家族などの無事を確認することができた方もいらっしゃった。

### 【被災者への支援】

○ 被災者の方々への支援のため、郵便業務関係では、被災者に対する郵便はがきの無償提供や、避難所への配達、災害義捐金を内容とする現金書留郵便物の料金免除、寄付金付切手及びはがきの発行、年賀寄附金の配分等を実施した。

## 《被災者への支援内容》

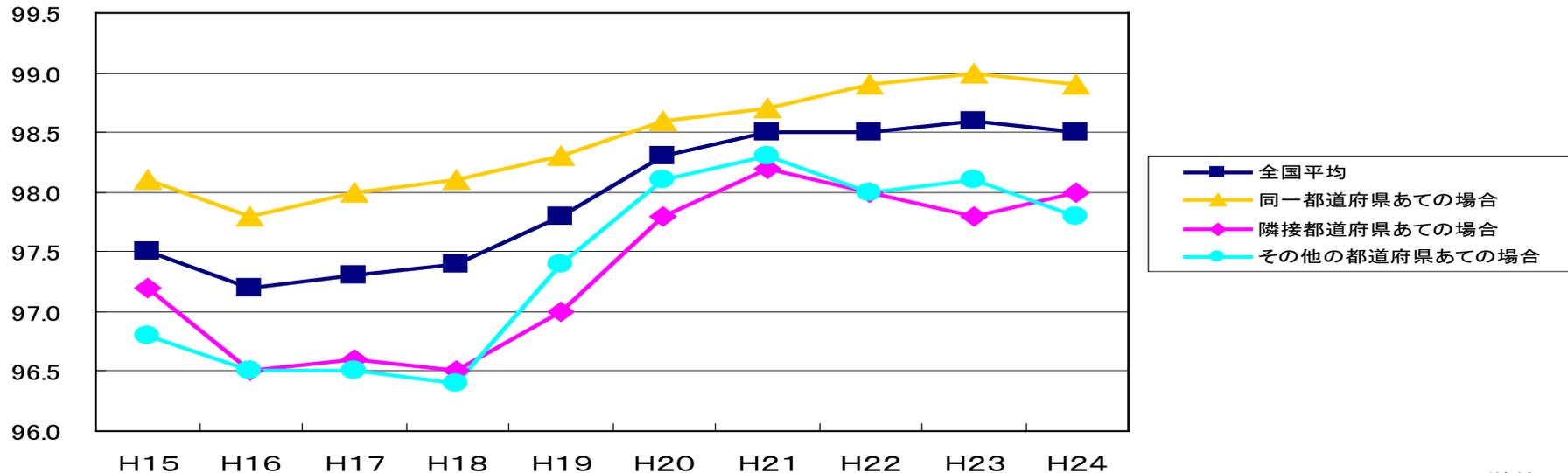
郵便業務関係での被災者支援内容	
郵便はがきの無償提供など	・被災者に対し、郵便はがきの無償提供や被災者の郵便物の料金免除を実施
避難所への郵便物ゆうパックの配達	・1,000箇所を超える避難所への配達
災害義捐金を内容とする現金書留郵便物の料金免除	・救援などを行う団体にあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金を免除
寄付金付切手及び寄付金付はがきの発行	・被災者の救助などを寄附目的とする寄附金付はがきを6月1日に2,800万枚、寄附金付切手を6月21日に7,000万枚発行
年賀寄付金の配分	・平成23年度年賀寄附金配分について、同寄附金の一部(1億円)について、配分団体の再公募により被災者の救助を目的とする事業に配分

# (7)送達日数達成率

- 郵便物の送達については、法令では差し出された日から原則3日以内と定められているが、全国の郵便局などでは、「郵便日数表(サービスレベル一覧表)」を掲示して、あて先に何日で郵便物が届くのかをお客さまに公表している。
- 郵便サービス水準の正確な状況を公表するとともに、郵便サービスの品質の一層の向上を図るため、郵便物の送達日数の達成割合を調査し、その調査結果を公表しており、民営・分社化以降、事業計画において目標として定めている全国平均97.0%を上回って推移している。

## 《送達日数達成率の推移》

単位：%



単位：%

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全国平均	97.5	97.2	97.3	97.4	97.8	98.3	98.5	98.5	98.6	98.5
同一都道府県あての場合	98.1	97.8	98.0	98.1	98.3	98.6	98.7	98.9	99.0	98.9
隣接都道府県あての場合	97.2	96.5	96.6	96.5	97.0	97.8	98.2	98.0	97.8	98.0
その他の都道府県あての場合	96.8	96.5	96.5	96.4	97.4	98.1	98.3	98.0	98.1	97.8

## 2. 信書便事業に対する考え

# 信書便事業に対する考え

- 一般信書便事業に対する現在の規制は、国民の基本的通信手段である信書の送達のユニバーサルサービスを確保する目的から設けられたものであり、参入事業者によるクリームスキミングを防止するために必要な内容であると認識。
- また、特定信書便事業の現在の業務範囲は、郵便のユニバーサルサービスの確保に支障が生じない範囲で高い付加価値を有するサービスを提供するものとして設定されていると理解。
- 弊社としては、健全な競争によるお客さま利便の向上を図ることは重要であるが、我が国における信書の送達のユニバーサルサービスが今後とも適切に確保されることが前提であると考えており、参入事業者にクリームスキミングの余地を与えることにより、弊社が現在提供している郵便のユニバーサルサービスの確保に影響が及ぶことのないよう、検討が行われることを希望。